

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会改革調査特別委員会
- 2 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条
- 3 調査事項 豊見城市議会基本条例の適切な運用及び検証に関する事項
- 4 委員定数 本特別委員会の委員は7人とする。
- 5 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。